

—65歳以上の皆様へ—
令和8年度 介護保険料のお知らせ

問 健康福祉課 介護保険係 ⑬番窓口 TEL 64-1120

7月中旬に65歳以上の方全員に保険料額決定通知書を送付します。

所得段階	対象者		保険料年額	保険料率
第1段階	世帯全員 町県民税非課税	生活保護を受けている方 老齢福祉年金を受けている方 前年の課税年金収入額+その他の合計 所得金額が82.65万円以下の方	21,888円	基準額×0.285
第2段階		前年の課税年金収入額+その他の合計 所得金額が82.65万円超120万円以下の方	37,248円	基準額×0.485
第3段階		前年の課税年金収入額+その他の合計 所得金額が120万円超の方	52,608円	基準額×0.685
第4段階	世帯の誰かが 町県民税課税	前年の課税年金収入額+その他の合計 所得金額が82.65万円以下の方	69,120円	基準額×0.9
第5段階		前年の課税年金収入額+その他の合計 所得金額が82.65万円超の方	76,800円	基準額
第6段階	本人が 町県民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	92,160円	基準額×1.2
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	99,840円	基準額×1.3
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	115,200円	基準額×1.5
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方	130,560円	基準額×1.7
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上 520万円未満の方	145,920円	基準額×1.9
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満の方	161,280円	基準額×2.1
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満の方	176,640円	基準額×2.3
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	184,320円	基準額×2.4

第1～3段階は、公費による負担軽減が行われています。

※住民税が非課税でも介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保証額が10万円引き上げられますが、国の指針に基づき、介護保険事業の歳入歳出のバランスを保つため、令和8年度の介護保険料の算定に限り、令和7年度の控除額と同額に調整して計算します。(世帯の住民税課税状況の判定においても同様)

●保険料額決定通知書と納付書が届いた方は、下記期限までに納付をお願いします。

- ・納付忘れの心配がない口座振替をご利用ください。手続きは各金融機関で行うことができます。
- ・特別な事情により期限までに納付することが難しいときは、介護保険係へご相談ください。

○納付期限

第1期 7月31日(金)	第2期 8月31日(月)	第3期 9月30日(水)	第4期 11月2日(月)	第5期 11月30日(月)	第6期 12月28日(月)
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------

○納付できる場所

湯浅町役場・総合センター・紀陽銀行・和歌山県農業協同組合・近畿労働金庫・きのくに信用金庫・なぎさ信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行(近畿)

